

日本医労連「2022年秋・退勤時間調査」結果の概要

日本医療労働組合連合会 2023年3月

日本医労連は2022年秋、長時間労働の是正・不払い労働の根絶を目的に全国一斉「不払い労働一掃・退勤時間調査」に取り組みました。10月を集中月間とし、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中での実施となりました。

「不払い労働一掃・退勤実態調査」は、総対話型の組織拡大行動として位置づけ、組合加入に結びつける行動として取り組んできたため、調査時間は、日勤終了時間から2～3時間程度とし、聞き取り対象は日勤がほとんどを占めています。

医療・介護現場では、依然として長時間労働や不払い労働が蔓延しています。働き続けられる労働環境づくりのためにも、その是正が求められています。

調査概要

※（ ）は昨年の数値

- 実施期間 2022年9月から2023年1月末までの5カ月間(10月を取り組み集中月間に設定)
- 対象者 加盟組合の組合員、職場の労働者
- 集約数 104単組支部18,384人(87単組支部14,773人)

調査結果の概要

1) 所定労働時間を超えて約8割が時間外労働。全体の4割超えが始業時間前も終業時間後も時間外労働を強いられていた

調査日に時間外労働を行った人は14,524人・79.0%(10,439人・70.7%)と昨年から8.3ポイント増加。始業時間前のみ4,088人・22.2%(2,721人・18.4%)、終業時間後のみ2,183人・11.9%(1,462人・9.9%)といずれも増加し、始業時間前と終業時間後の両方8,253人・44.9%(6,256人・42.3%)では

2.6ポイント増加した。

2) 始業時間前の時間外労働の発生は約7割。看護師で約8割、医師・リハで6割以上

始業時間前に時間外労働が発生した人は、12,341人・67.1%(8,977人・60.8%)と6.3ポイント増加した。

職業別では、「看護職員」7,116人・79.1%(5,171人・73.2%)と5.9ポイント増加し最も多く、次いで「リハビリ技師」1,288人・64.7%(992人・62.1%)と2.6ポイント増加、「医師」106人・61.3%(56人・56.0%)と5.3ポイント増加した。

3) 新人にあたる「24歳以下」で始業時間前の時間外労働が11.5ポイント増加し、約8割。「60歳以上」では10.2ポイント増加し、約6割。全世代で増加

始業時間前に時間外労働が発生した人を年齢別にみると、「24歳以下」1,495人・79.9%(979人・68.4%)と11.5ポイント増加し、「25～29歳」1,866人・69.8%(1,875人・64.3%)と5.5ポイント増加、「60歳以上」626人・56.9%(331人・46.7%)と10.2ポイント増加した。「24歳以下」「60歳以上」の層の割合が10ポイント以上高くなっていると同時に、全世代で始業時間前の時間外労働が増加していた。

4) 終業時間後の時間外労働の発生は、6割弱。リハビリ技師、看護職員、医師で約6割以上

終業時間後に時間外労働が発生した人は、10,436人・56.8%(7,718人・52.2%)と4.6ポイント増加した。

職業別では、「リハビリ技師」が最も多く1,361人・68.3%(1,055人・66.0%)と2.3ポイント増加し、次いで「看護職員」5,743人・63.8%(4,132人・58.5%)と5.3ポイント増加、「医師」108人・62.4%(61人・61.0%)と1.4ポイント増加した。

時間数でみると「1時間以上」4,413人・24.0%

(3,186人・21.6%)、「2時間以上」1,360人・7.4% (948人・6.4%)、「3時間以上」371人・2.0% (246人・1.7%) だった。

5) ひと月の未払賃金は1人当たり6万5,000円を超える

調査結果から始業時間前・終業時間後の時間外労働・休憩時間未取得による未払賃金を試算すると、1人当たり51,200円(59,155円)。休憩未取得により発生した時間外労働分15,360円(15,252円)を加味すると、1人当たり66,560円(74,407円)だった。

1年間に換算すると1人当たり798,720円(892,884円)もの未払賃金が発生している。請求を一部しかしていない回答者は含まれていないため、実際の対象者や未払賃金はさらに多くなる。

調査結果の詳細

1) 職種

調査職種における労働者数は18,384人(14,773人)。職種は、「看護職員」が8,997人・48.9%(7,060人・47.8%)と最も多く、次いで「医療技術職(リハ以外)」が2,176人・11.8%(1,810人・12.3%)、「事務」2,003人・10.9%(1,682人・11.4%)、「リハ(OT・PT・ST等)」1,992人・10.8%(1,598人・10.8%)、「介護職」1,659人・9.0%(1,437人・9.7%)、「医師」173人・0.9%(100人・0.7%)の順だった。

(注：2021年より職種に「事務」を追加)

2) 年齢

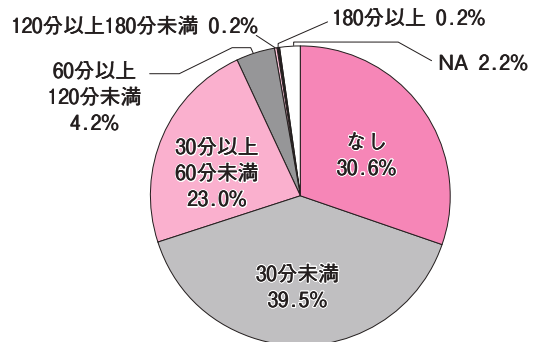
年齢分布は、「40代」が4,899人・26.6%(4,023人・27.2%)と最も多く、次いで「30代」が4,365人・23.7%(3,714人・25.1%)、「50代」3,453人・18.8%(2,856人・19.3%)、「25~29歳」2,672人・14.5%(2,014人・13.6%)、「24歳以下」1,871人・10.2%(1,431人・9.7%)、「60歳以上」1,101人6.0%(709人・4.8%)の順だった。

(注：2021年より「50歳代」と「60歳以上」に分けた)

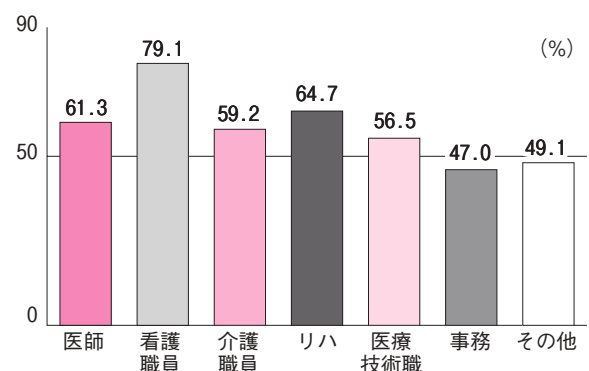
3) 今日の勤務はなんでしたか？

調査日の勤務について、「日勤」が78.1%

図表1 今日の始業前時間外労働はどれくらいでしたか？



図表2 始業時間前時間労働



(79.8%)で最も多く、「その他」12.5%(9.5%)、「遅出日勤」4.0%(4.1%)、「早出日勤」5.1%(5.0%)だった。

職種別にみると、日勤は「医師」の93.1%(91.0%)、「看護職員」の75.0%(78.2%)を占めた。

4) 今日の始業前時間外労働はどれくらいでしたか？

始業時間前「なし」5,633人

調査日の時間外労働について、始業時間前「なし」は30.6%(33.1%)と2.5ポイント減少した。

始業時間前「あり」12,341人

始業時間前「30分未満」39.5%(37.8%)、「30分以上60分未満」23.0%(19.5%)、「60分以上120分未満」4.2%(3.2%)、「120分以上180分未満」0.2%(0.2%)、「180分以上」0.2%(0.1%)だった。始業時間前1時間以上は4.6%(3.5%)と1.1ポイントの増加となり、3時間以上は0.1ポイント増加した。

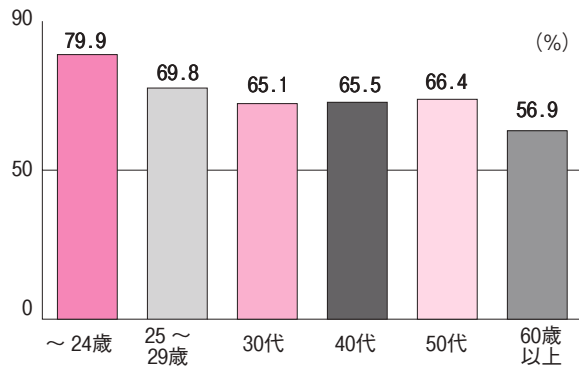
職種別にみると、始業時間前「あり」は、「看護職員」79.1%(73.2%)と5.9ポイントの増加、「リハ」64.7%(62.1%)、「医師」は61.3%(56.0%)と5.3ポイント増加した。また、1時間以上は「医師」が最も多く19.8%(17.0%)、次いで「看護職

員] 6.3% (4.7%)、「リハ」 3.2% (2.8%) だった。

年齢別にみると、始業時間前「あり」は、「24歳以下」 79.9% (68.4%) と11.5ポイント増加、「25～29歳」 69.8% (64.3%) と5.5ポイント増加、「30代」 65.1% (59.9%) と5.2ポイント増加、「40代」 65.5% (60.1%) と5.4ポイント増加、「50代」 66.4% (60.3%)、「60歳以上」 56.9% (46.7%) と10.2ポイント増加した。

「24歳以下」「60歳以上」の層の割合が10ポイント以上高くなっていると同時に、全世代で始業時間前の時間外労働が増加していた。

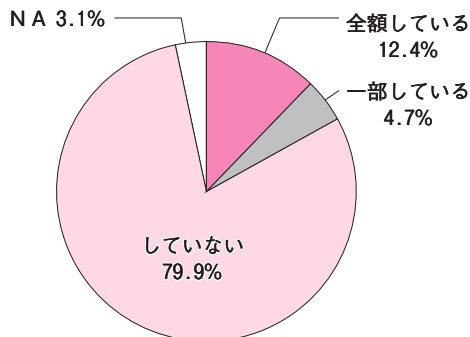
図表3 始業時間前時間労働（年齢別）



5) 始業前時間外労働は請求していますか？

始業前時間外労働の請求について、「全額請求している」は12.4% (13.2%)、「一部している」は4.7% (3.8%) と0.9ポイント増加し、「していない」 79.9% (78.6%) は1.3ポイント増加していた。昨年に続き、回答者の8割超が未払賃金を請求していなかった。

図表4 始業前時間外労働の請求



6) 今日の終業時間後、どれくらい残業しましたか？

終業時間後「なし」 7,078人

調査日の時間外労働について、終業時間後「なし」は37.5% (39.5%) だった。

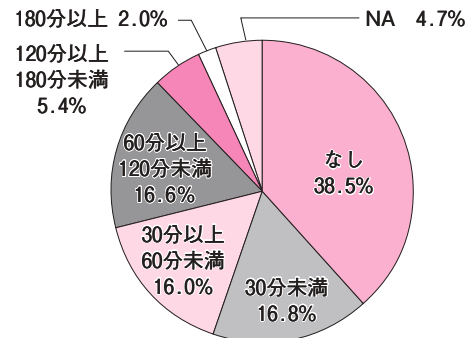
終業時間後「あり」 10,436人

終業時間後「30分未満」 16.8% (16.5%)、「60分以上120分未満」 16.6% (15.8%)、「30分以上60分未満」 15.9% (15.0%)、「120分以上180分未満」 5.4% (4.8%)、「180分以上」 2.2% (1.7%) だった。終業時間後1時間以上は24.0% (21.6%) と2.4ポイントの増加となり、3時間以上は2.2% (1.7%) と0.3ポイント増加した。

職種別にみると、終業時間後「あり」は「リハ」 68.3% (66.0%) と2.3ポイント増加し、「看護職員」 63.8% (58.5%) と5.3ポイント増加、「医師」 62.4% (61.0%) と1.4ポイント増加した。また、2時間以上は「医師」 12.2% (11.0%)、「事務」は11.3% (7.4%) と3.9ポイント増加、「看護職員」は10.1% (8.4%) と1.7ポイント増加した。

2019年4月施行の改正労働基準法により、法律（労基法36条）上、時間外労働の上限として「月45時間・年360時間」が明記され、当然、違反には罰則が課せられる。しかし、今回の調査結果では、上限越えにつながる2時間以上の時間外労働は7.4% (6.6%) と0.8ポイント増加した。

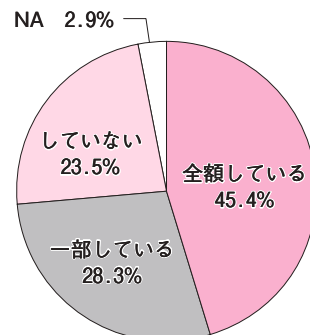
図表5 就業時間後の時間外労働



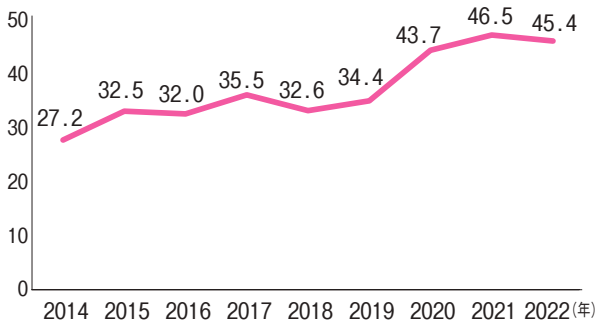
7) 終業時間後の残業は請求していますか？

終業後時間外労働の請求について、「全額請求している」は45.4% (46.5%) と1.1ポイント減少し、

図表6 就業時間後の残業代の請求



図表7 終業後の残業代を全額請求している割合 (%)



年 度	2014	2015	2016	2017	2018
回答数	3,661	4,073	4,001	3,975	3,688
年 度	2019	2020	2021	2022	
回答数	3,886	5,449	6,863	8,340	

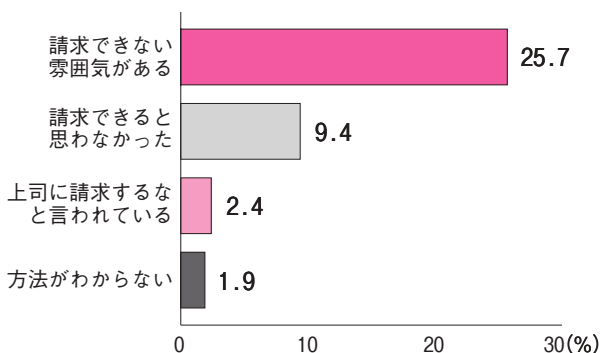
「一部している」28.3% (26.2%)、「していない」23.5% (23.4%) だった。回答者の約半数が未払い賃金を請求しておらず、前年度に比べその実態は悪化していた。

年齢別にみると、「全額請求している」は「25～29歳」49.2% (51.8%)、「30歳代」47.1% (47.9%)、「24歳以下」44.3% (43.3%) の順だった。

8) 残業代未請求の理由は何ですか？

始業時間前・終業時間後の未払賃金が請求できなかった理由については、「請求できない雰囲気がある」25.7% (23.8%)、「請求できると思わなかった」9.4% (8.3%)、「上司に請求すると言われていた」2.4% (2.0%)、「方法がわからない」が1.9% (1.9%) だった。

図表8 残業代を請求しない理由



「請求できない雰囲気がある」4,724人

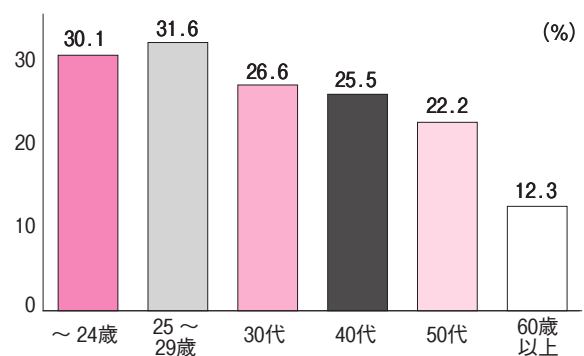
「請求できない雰囲気がある」と回答した4,724人のうち、未払賃金の請求を始業時間前「一部している」35.3% (33.5%)、「していない」28.7% (27.4%)、

終業時間後「一部している」43.6% (42.7%)、「していない」31.8% (32.3%) だった。

職種別にみると、「請求できない雰囲気がある」は、「看護職員」31.7% (31.0%) で最も多く、次いで「リハ」23.8% (23.5%)、「介護職員」21.5% (21.6%) の順だった。

年齢分布では、「請求できない雰囲気がある」は、「25～29歳」31.6% (28.0%) で最も多く、次いで「24歳以下」30.1% (29.1%)、「30代」26.6% (24.0%) の順だった。

図表9 請求できない雰囲気がある (年齢別)



「その他」4,881人

「その他」と回答した4,881人の自由記述2,158人の内訳は、「自分の能力不足・自己研鑽」247人、「1～15分だから」224人、「業務との区別が付きにくい・業務指示がでない・委員会や係の仕事・新人教育・情報収集」155人、「30分未満だから」123人、「始業時間前だから」114人、「育児時間だから」6人、「他の人も申請していないから」5人、「言いづらい・言えない」5人だった。一方で、「申請の記入が面倒・忘れた」83人、「別にいいや・なんとなく」45人だった。

また、上司から「できない・書くと言われた」19人、「始業前はサービス残業と言われている」11人、「30分以上から請求するよう言われた」9人、「全額請求すると嫌味を言われる」4人だった。

(注：各自由記述は回答者の記述を尊重して、原則として原文のまま掲載)

9) 請求した超勤手当は支払われていますか？

残業代の不払いが法律違反であることを知っていますか？

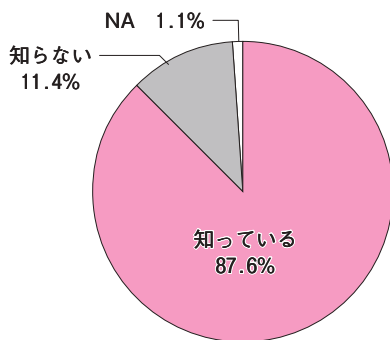
超過勤務手当の支払いについて、「きちんと支払われている」は89.2% (89.7%)、「一部だけ支払わ

れている」4.7% (3.9%)、「請求しても払われない」0.7% (0.7%) だった。

未払賃金について、法律違反を「知らない」11.4% (10.4%) だった。

前年度に続き1割の労働者が、未払賃金は「法律違反」の認識を持っておらず、「請求しても払われない」違法行為も存在していた。

図表10 残業代の不払いは法律違反と知っていますか？



10) 今日の休憩時間はどの程度取れましたか？

調査日の休憩時間について、取得率「76~100%」は65.3% (63.7%) だった。

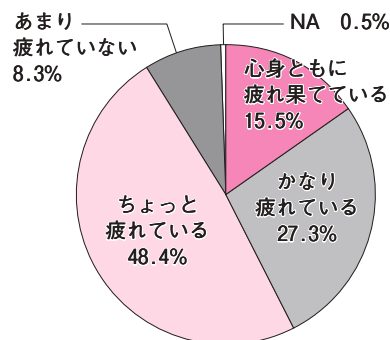
職種別にみると、取得率「76~100%」は「医師」が39.3% (44.0%) で4.7ポイント減少、「リハ」51.1% (55.5%) で4.4ポイント減少し、「看護職員」61.6 (59.8%) だった。

取得率「0.0%」の回答は、「医師」4.0% (4.0%)、「介護職員」1.5% (0.8%)、「看護職員」1.1% (1.0%) だった。

11) あなたの今の心身の状況はどうですか？

調査日の心身の状況について、「ちょっと疲れている」が48.4% (49.3%) と最も多く、次いで「かなり疲れている」27.3% (26.0%)、「心身ともに

図表11 心身の状況



疲れ果てている」15.5% (15.7%) だった。「あまり疲れていない」は8.3% (8.4%) で、回答者の9割以上が心身の疲れを訴えた。

未払賃金の試算

調査結果から、始業時間前・終業時間後の時間外労働・休憩時間未取得による未払賃金を試算した。

始業時間前の時間外労働の未払賃金

始業時間前の時間外労働の請求について、「していない」と回答した14,681人 (11,605人) のうち、時間外の労働時間(問4)を回答した10,916人 (8,453人) の時間外労働時間の合計は259,556分 (225,510分)。厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」を用いて未払賃金を算出すると、1人当たり20,480円 (22,878円) だった。

請求を一部しかしていない回答者864人は含まれていないため、実際の対象者や未払賃金はさらに多くなる。

図表12 始業時間前の時間外労働を請求していない時間

請求していない時間	人数(人)	総時間数(分)
30分未満	6,546	84,710
30分以上60分未満	3,702	127,147
60分以上120分未満	642	41,669
120分以上180分未満	13	1,635
180分以上	13	4,395
合計	10,916	259,556

① 回答者10,916人 (8,453人) の時間外労働時間259,556分 (225,510分) から1人当たりの時間外労働時間を算出すると23.77分 (26.67分)。(注：小数点以下第3位で切り捨て)

② 月平均所定労働日数を20日とし、月平均の時間外労働時間を算出すると、475分：7時間55分 (533分：8時間53分)。

(注1：月平均所定労働日数は、365日から年間休日(土曜52日、日曜52日、祝日16日、年末年始休5日、夏季休暇3日)を除いた年間所定労働日数237日を12カ月で割って算出。少数点以下四捨五入／注2：小数点以下切り捨て)

- ③ 厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」による「医療業」の「所定内給与月額」327,700円(327,500円)、「所定内実労働時間」160時間(161時間)から1時間当たりの基礎賃金を算出すると2,048円(2,034円)。時間外労働の割増賃金率を25%とし、1時間当たりの時間外割増賃金を算出すると2,560円(2,542円)。未払賃金は、1人当たり20,480円(22,878円)。

(注1：厚生労働省「提供分類1：令和3年賃金構造基本統計調査、提供分類2：一般労働者、提供分類3：産業中分類(P.83医療業)『第1表年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額』」企業規模計〔10人以上〕より／注2：50銭未満を切り捨て、50銭以上を切り上げ／注3：月の時間外労働の合計を30分未満を切り捨て、30分以上を切り上げて計算)

終業時間後の時間外労働の未払賃金

終業後時間外労働の請求(問7)について、「していない」と回答した4,312人(3,456人)のうち、時間外の労働時間(問6)を回答した2,599人(2,120人)の時間外労働時間の合計は95,234分(87,645分)。厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」を用いて未払賃金を算出すると、1人当たり30,720円(35,962円)だった。

請求を一部しかしていない回答者5,205人は含まれていないため、実際の対象者や未払賃金はさらに多くなる。

図表13 終業時間後の時間外労働を請求していない時間

請求していない時間	人数(人)	総時間数(分)
30分未満	1,263	16,204
30分以上60分未満	715	24,528
60分以上120分未満	463	31,852
120分以上180分未満	121	15,380
180分以上	37	7,270
合計	2,599	95,234

- ① 回答者2,599人(2,120人)の時間外労働時間95,234分(87,645分)から1人当たりの時間外労働時間を算出すると36.64分(41.34分)。
(注：小数点以下第3位で切り捨て)
- ② 始業前の未払賃金の試算と同様に、月平均所定

労働日数を20日とし、月平均の時間外労働時間を算出すると、732分：12時間12分(826分：13時間46分)。

(注：小数点以下切り捨て)

- ③ 始業前の未払賃金の試算と同様に、厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」から1時間当たりの時間外割増賃金を算出し2,560円(2,542円)とした。未払賃金は、1人当たり30,720円(35,962円)だった。

(注1：50銭未満を切り捨て、50銭以上を切り上げ／注2：月の時間外労働の合計を30分未満切り捨て、30分以上を切り上げて計算)

休憩時間未取得による未払賃金

調査日の休憩時間について、取得率「100%未満」と回答した8,427人(5,641人)のうち、始業前・終業後の時間外労働の請求を共に「していない」と回答した2,024人(1,609人)を対象に未払賃金を算出すると、1人当たり15,360円(15,252円)だった。

図表14 休憩時間未取得の不払い賃金試算

休憩取得	人数(人)	総時間数(分)
1分～15分	95	845
16分～30分	453	12,475
31分～45分	739	30,515
46分～60分	658	34,067
61分以上	79	6,690
合計	2,024	84,592

- ① 休憩時間「100%未満」かつ始業前・終業後の時間外労働の請求を「していない」2,024人(1,609人)の休憩時間の合計は123,470分(99,485分)。そのうち取得時間の合計は84,592分(68,151分)だった。休憩未取得により発生した時間外労働時間の合計38,878分(31,334分)から1人当たりの時間外労働時間を算出すると19.20分(19.47分)だった。

(注：小数点以下第3位で切り捨て)

- ② 月平均所定労働日数を20日とし、月平均の時間外労働時間を算出すると、384分：6時間24分(389分：6時間29分)。
(注：小数点以下切り捨て)
- ③ 始業前の未払賃金の試算と同様に、厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計調査」から1時間当



退勤時のシール投票（2020年10月、全医労東京地区）

たりの時間外割増賃金を算出し2,560円（2,542円）とした。未払賃金は、1人当たり15,360円（15,252円）。

（注1：50銭未満を切り捨て、50銭以上を切り上げ
／注2：月の時間外労働の合計を30分未満切り捨て、30分以上を切り上げて計算）

1カ月の未払賃金

1カ月の未払賃金は、始業前時間外労働20,480円（23,193円）と終業後時間外労働30,720円（35,962円）を合わせ、1人当たり51,200円（59,155円）だった。

休憩未取得により発生した時間外労働15,360円（15,252円）を加味すると、1人当たり66,560円（74,407円）だった。

調査結果に基づいて

2019年4月施行の改定労働基準法により、時間外労働の上限規制が明記されたが、始業時間前6.3ポイント増加、終業時間後4.6ポイント増加し、時間外労働の実態は悪化していた。職種別では、始業時間前「看護職員」5.9ポイント増加、「医師」5.3ポイント増加し、一昨年度4.5ポイント増加した「リハビリ技師」は今年度さらに2.6ポイント増加した。終業時間後では、「リハビリ技師」0.5ポイント増加、「看護職員」2.4ポイント増加、「医師」は2.2ポイント減少した。

上限越えにつながる2時間以上の時間外労働も1.0ポイント増加しており、働き続けられる労働環境づくりのためにも、引き続き是正が必要である。

始業時間前の時間外労働が昨年度に比べ大幅に増加する中、時間外労働の請求を始業時間前「全くしていない」は約8割で1.3ポイント増加、終業時間後「全くしていない」は昨年に続き2割超えだった。1年間の未払賃金を試算すると1人当たり798,720円で、「請求できない雰囲気がある」は1.9ポイント増加し4,724人だった。コロナ禍で申し送りなどが廃止されたことからの影響か、未請求の理由では、自由記述に「自分の能力不足」247人と、過重労働の中、自責の念に駆られ孤立する労働者の心理が垣間見えた。その他にも、始業時間前においては「業務との区別がつきにくい・業務指示がでない」155人、「始業時間前だから」144人など、始業時間前の時間外労働の管理を怠る管理者の姿があった。

時間外労働の請求ができない実態に加え、「請求しても払われない」は121人だった。明らかな違法行為が存在し、不払い労働根絶に向けた手だてが必要だ。未払賃金について、1割超が法律違反であると「知らない」と回答し、使用者の労働時間管理責任が問われる一方で、労働者自身の学習の促進や、時間外労働の請求・支払いは当たり前の職場づくり、請求方法の明確化、透明性など一層の改善が求められる。

自由記述には2,018人の声が寄せられ、「人手不足」243人、「時間外労働の未払い・管理責任」225人、「休憩時間の未取得」195人、「始業時間前時間外労働の請求・明確化」174人、「コロナ禍による業務過多・心身の不調」67人、「年休が取りづらい」29人だった。人員増や時間外労働の改善を求める声が多く寄せられた。

医療・介護現場では、慢性的な人手不足に加え、長時間夜勤と夜勤回数の制限に対する法的規制がないことも原因となり、離職者が多く発生している。コロナ禍で医療従事者の過酷な働き方が改めて浮き彫りとなり、本調査においても時間外労働は増加し、過酷な実態が明らかになった。日本医労連は、使用者の労働時間管理の徹底と行政による監督監査の強化、長時間労働や夜勤回数、短すぎる勤務間隔を規制する法整備の改善を求めて奮闘する。